○国土交通省令第七十七号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　マンション建替事業	第一章　マンション建替事業
第一節　施行者	第一節　施行者
第一款　マンション建替組合（第一条―第二十一条）	第一款　マンション建替組合（第一条―第二十一条）
第二款　個人施行者（第二十二条―第二十九条）	第二款　個人施行者（第二十二条―第二十九条）
第二節　権利変換手続等（第三十条―第四十八条）	第二節　権利変換手続等（第三十条―第四十八条）
第二章　除却する必要のあるマンションに係る特別の措置	第二章　除却する必要のあるマンションに係る特別の措置
第一節　除却の必要性に係る認定等（第四十九条―第五十二条）	第一節　除却の必要性に係る認定等（第四十九条―第五十二条）
第二節　買受計画の認定等（第五十三条―第五十五条）	第二節　買受計画の認定等（第五十三条―第五十五条）
第三章　マンション敷地売却事業	第三章　マンション敷地売却事業
第一節　マンション敷地売却組合（第五十六条―第六十二条）	第一節　マンション敷地売却組合（第五十六条―第六十二条）
第二節　分配金取得手続等（第六十三条―第七十六条）	第二節　分配金取得手続等（第六十三条―第七十六条）
第四章　敷地分割事業	第四章　雑則（第七十七条・第七十八条）
第一節　敷地分割組合（第七十七条―第九十四条）	
第二節　敷地権利変換手続等（第九十五条―第百四条）	
第五章　雑則（第百五条・第百六条）	
附則	附則
（電磁的方法）	（電磁的方法）
第十八条の三　法第二十八条第四項（法第三十一条第四項、第百二十九条、第百三十一条第四項、第百七十八条及び第百八十条第四項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。	**第十八条の三**　法第二十八条第四項（法第三十一条第四項、第百二十九条、第百三十一条第四項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
2　（略）	2　（略）
（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）	（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）
第十八条の四　法第二十八条第五項（法第三十一条第四項、第百二十九条、第百三十一条第四項、第百七十八条及び第百八十条第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。	**第十八条の四**　法第二十八条第五項（法第三十一条第四項、第百二十九条、第百三十一条第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。